




知っていますか？

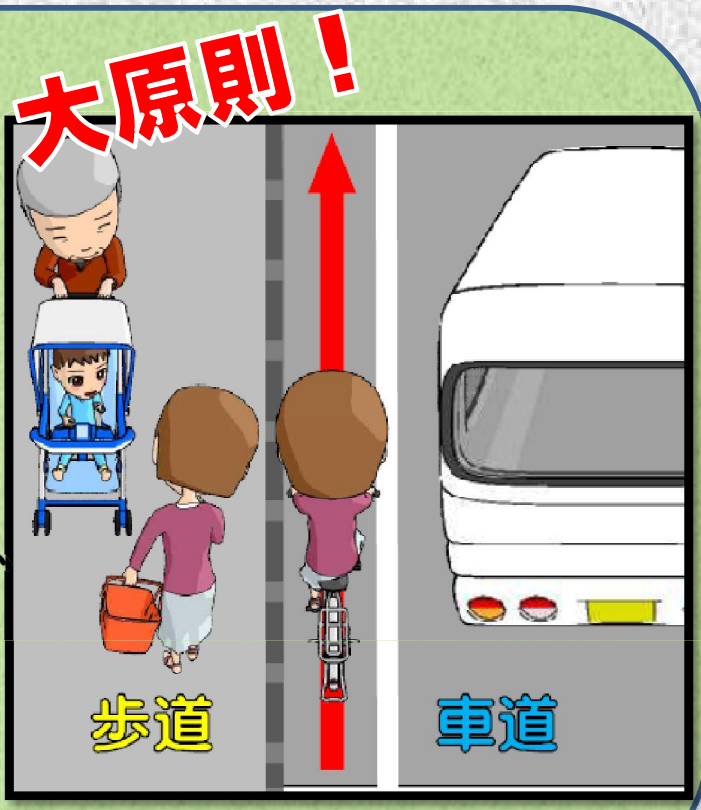


自転車の安全ルール

車道が原則！

自転車は原則、**車道の左側端**を通行しましょう！

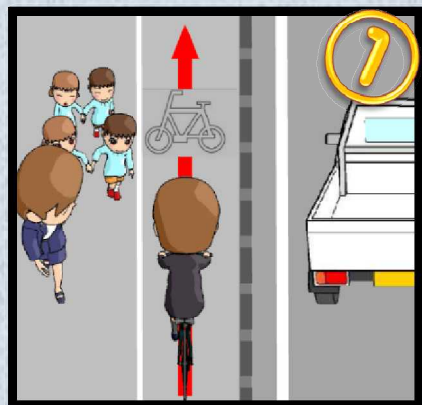
- 例外的**に歩道を通行できるのは、
- ① 道路標識等により歩道を通行できるとされているとき
 - ② 運転者が児童・幼児、70歳以上の人、車道通行に支障がある身体障がい者のとき
 - ③ 車道又は交通上の状況に照らして歩道通行がやむを得ないときです。



歩道を通行するときは？

例外！

- ① 道路標示により通行すべき部分として指定された部分があるときは、その部分を徐行して通行
- ② 通行指定部分がない場合は、**歩道の中央から車道寄りの部分**を徐行して進行
- ③ 歩行者の通行を妨げるときは、**一時停止**しなければなりません。



守るばい！安全ルール

ルール違反してませんか？



NO!! ルール違反!!



自転車運転者講習制度

一定の危険な行為を繰り返した悪質な運転者は、講習（有料）を受講しなければなりません。
※受講に従わない場合、罰則あり
（平成27年6月1日施行）

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

自転車は車の仲間です



熊本県警察